

## 6 APEC

## 11-140 APEC閣僚会議の概要

会議（年月・場所）	会議の主要成果
第1回閣僚会議 〔1989年11月〕 〔キャンベラ〕	○ 地域の多様性に基づく相互平等の尊重等APECの基本理念を確認。
第2回閣僚会議 〔1990年7月〕 〔シンガポール〕	○ 個別協力分野のワーキング・グループの設置に合意。
第3回閣僚会議 〔1991年11月〕 〔ソウル〕	① APECの目的等を定めたAPECソウル宣言を採択。 ② 中国、台湾（チャイニーズ・タイペイ）、香港の参加を承認。
第4回閣僚会議 〔1992年9月〕 〔バンコク〕	① 常設事務局の設置及び予算制度の発足を定めたAPECバンコク宣言を採択。 ② アジア太平洋地域の貿易自由化を促進していくためのアプローチ（賢人会議の設置等）について合意。
第5回閣僚会議 〔1993年11月〕 〔シアトル〕	① 域内の貿易投資自由化問題等について協議する場として貿易投資委員会（CTI）を設置。 ② 経済動向・問題アドホック・グループ（ETI）の経済委員会へ昇格の可能性を検討することに合意。 ③ メキシコ、パプア・ニューギニアのAPEC参加を承認するとともに、1994年の閣僚会議からのチリの参加を承認。
第6回閣僚会議 〔1994年11月〕 〔ジャカルタ〕	① 非拘束的な投資原則を策定するとともに、税関手続及び基準・認証の調和の検討のため小委員会を設置することに合意。 ② 域内の経済動向等を検討するため、経済動向・問題アドホック・グループ（ETI）を昇格させ、経済委員会（EC）を設置することに合意。 ③ 我が国より、人的資源等を活用し、域内の経済協力及び開発を促進するため「前進のためのパートナー（PFP）」を提案、具体的な検討を行うことに合意。
第7回閣僚会議 〔1995年11月〕 〔大阪〕	○ 各メンバー3人までの代表で構成される「APECビジネス諮問委員会」（ABAC）の設立に合意。
第8回閣僚会議 〔1996年11月〕 〔マニラ〕	① TILF特別勘定を通じてのプロジェクトの開始。 ② 経済協力・開発の強化に向けた枠組みに関する宣言の発出。 ③ APECビジネス諮問委員会やAPECビジネスフォーラム等の民間部門の参加。
第9回閣僚会議 〔1997年11月〕 〔ヴァンクーヴァー〕	① 早期自主的セクター別自由化につき、最優先9分野、優先6分野を特定。 ② 個別行動計画（IAP）の改訂及び着実な実施。 ③ 貿易・投資の円滑化の成果として、APEC税関ブループリントを特記。

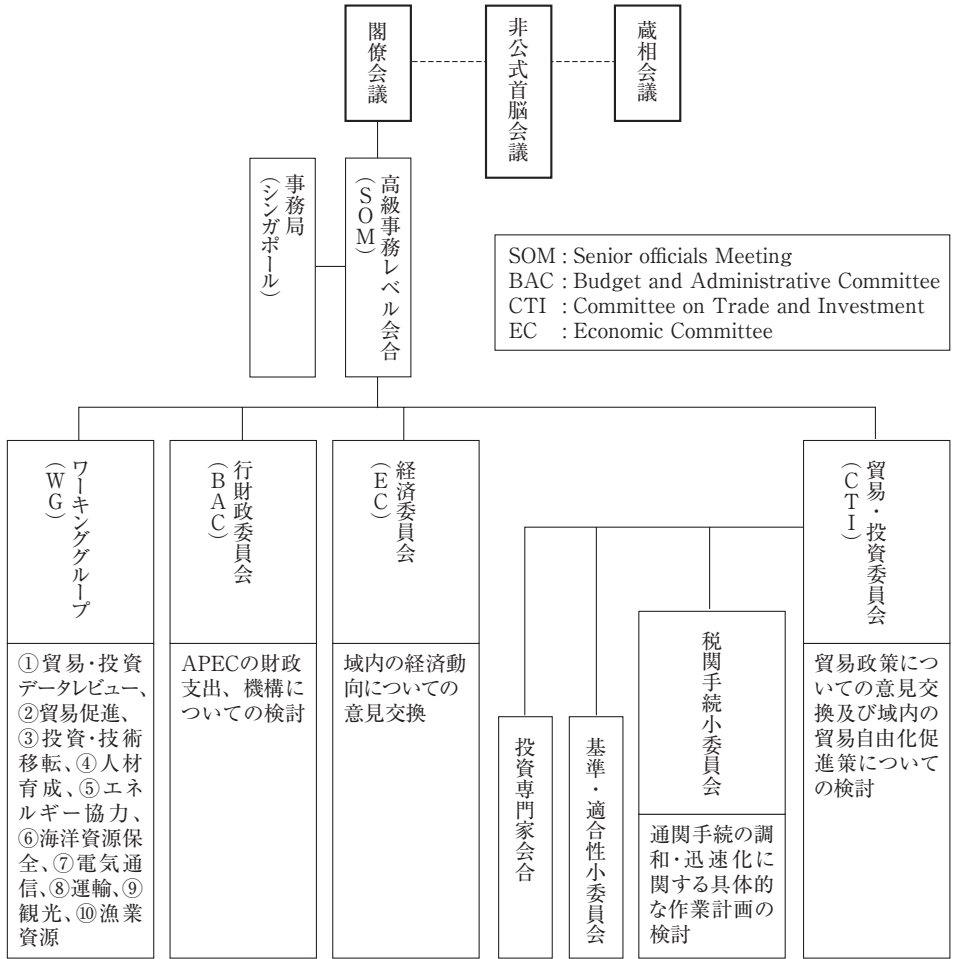
（出所）『関税年報 平成10年版』（平成10年6月30日、日本関税協会）115ページ

## 11-141 APEC首脳会議等の概要

年・議長国	首脳会議・閣僚会議	蔵相会議	その他
1997年 カナダ	<p>【第9回閣僚会議（ヴァンクーヴァー） 第5回首脳会議（ヴァンクーヴァー）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アジア経済・金融市場について、APEC地域の、長期的な成長のためのファンダメンタルズが、力強いことを確認</li> <li>○マンニラで蔵相・中央銀行総裁代理会合により環状、水産品等の優先9分野及び油糧種子、食品等の6分野を特定</li> <li>○貿易、投資の円滑化の主要成果としてAPEC税関ブループリントを特記</li> <li>○中国等のWTOへの加盟交渉の加速を奨励し、WTO金融サービス交渉の期限内妥結に向けた決意を確認</li> <li>○官民協力によるインフラ整備のため、「インフラ整備官民協力増進のためのヴァンクーヴァー・フレームワーク」を首脳宣言に添付</li> <li>○電子商取引の作業計画の検討の開始、次回首脳会議での報告を指示</li> <li>○ベルモ、ヴィエトナム、ロシアの次回首脳会議からのAPECへの参加が決定</li> </ul>	<p>【第4回蔵相会議（セブ/4月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マクロ経済上の課題、自由な資本の流れるための政策協力の整備にインフラ、金融資本市場の整備についての自主的原則、各メンバーの専門知識等を交換する協同イニシアチブを採択、APEC・大蔵省間のコンピュータ・ネットワークの構築の始動につき合意</li> <li>○輸出金融機関間の協力の強化について合意</li> </ul>	<p>【第4回貿易大臣会合（モントリオール/5月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別行動計画（TAP）の改訂についで議論</li> <li>○早期自主的分野別自由化セクター特定作業につき、97年度中の作業の進め方につき議論</li> <li>○WTO金融サービス交渉について、蔵相会合の結論を前段的に支持</li> </ul>
1998年 マレーシア	<p>【第10回閣僚会議（クアラルンプール）・第6回首脳会議（クアラルンプール）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アジア経済の早期回復に向け、首脳から前向きなメッセージを发出</li> <li>○新省釋解、日米共同イニシアチブ等のアジア支援策を評価すると共に、国際金融システム強化、日米共同イニシアチブ等の課題に対し具体的施策を呈示</li> <li>○早期自主的分野別自由化につき、自主性の原則に基づき実施することに合意（優先9分野の関税については、WTOでプロセスを開始するようAPECとして努力）</li> <li>○電子商取引推進の重要性及び民間主導の認識を基礎とする「電子商取引に関する行動のためのブループリント」を承認</li> <li>○各フォーラム毎にマネジメントプロセスを自己レビューし、その間はモラトリアム（新フォーラム設立原則禁止）とすることを決定</li> <li>○域内の人材育成のため、「クアラルンプール技能開発行動計画」を首脳宣言に添付</li> </ul> <p>★ ロシア、ヴィエトナム、ベルモが新規参加</p>	<p>【第5回蔵相会議（カナタスキス/5月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国際金融システム及び各エコノミーの金融システムの強化、通貨・金融危機の社会的影響等につき議論</li> <li>○従来の協同イニシアチブのフォローアップに加え、新たにコーポレートガバナンス化、国内債券市場育成策の検討、資本自由化に関する各エコノミーの経験比較、資金フローのモニタリングに関する実証調査の5つの協同イニシアチブ実施に合意</li> </ul>	<p>【第2回WTO閣僚会議（ジュネーブ）開催（5月）】</p> <p>【第5回貿易大臣会合（クチン/6月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○早期自主的分野別自由化(EVSL)の取り進め方につき議論</li> <li>○個別行動計画(IAP)の改訂につき議論、金融セクターも含まれることに合意</li> <li>○第2回WTO閣僚会議の成果を評価</li> </ul>
1999年 ニュージーランド	<p>【第11回閣僚会議（オークランド）・第7回首脳会議（オークランド）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○域内経済の中期回復の基盤として市場機能強化の重要性を認識し、「競争と規制改革を促進するためのAPEC原則」の承認</li> <li>○WTO新ラウンドに向けた力強いメッセージを发出</li> <li>○早期自主的分野別自由化(EVSL)のうち優先9分野の関税（ATL：加速化された関税自由化）についてのWTOでの協議を、2000年も続行</li> <li>○国際金融サービス交渉につき、蔵相からの報告を歓迎</li> <li>○「APEC貿易円滑化の成果」を閣僚宣言に添付</li> </ul>	<p>【第6回蔵相会議（ランカウイ/5月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○構造改革をはじめとするAPEC域内経済・金融資本市場の安定・回復を図るための方策、及び国際金融サービス交渉について議論</li> <li>○新たに破産法についての協同イニシアチブに合意</li> </ul>	<p>【第6回貿易大臣会合（オークランド/6月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○WTO新ラウンドの保有範囲について合意済課題（農業・サービス等）に加え鉱工業品関税を含めることとに合意</li> <li>○早期自主的分野別自由化(EVSL)と同様WTOに移管することで合意</li> </ul>

(出所) 『関税年報 平成12年版』(平成12年7月19日、日本関税協会) 119-120ページ

11-142 APEC組織図



(出所) 『大蔵省関税局年報 平成8年版』(平成8年8月10日、日本関税協会) 164ページ

11-143 第4回APEC閣僚会議共同声明(仮訳)(抄)

1992(平成4)年9月11日 バンコク

15. より近い時期において、閣僚は、非公式グループにより勧告された4つの提案の実施が作業に有意義な成果をもたらすものであることにつき一致した。閣僚は、高級実務者に対し、以下の4提案を実行するよう

指示した。

- (1) よりよい情報の流れを通じて地域貿易を容易にするためにAPECメンバーの関税に関する電算データ・ベースを、フィジビリティ・スタディーの結果に従って確立する。
- (2) 地域の関税協力理事会(CCC)の活動を考慮しつつ、税関の手続きと慣行を調和させ、容易ならしめるために計画された現

在の地域的活動を調査し、かつ、その作業を促進乃至補完するためにAPEC内で取り得る追加的な手段を勧告する。

(出所)『第36号 平成4年版外交青書』(平成5年)、I資料、4.(4)より抜粋(外務省ウェブ・ページ)

**11-144 APEC非公式首脳会議「APEC首脳の経済展望に関する声明」(仮訳)**  
(抄)

1993(平成5)年11月20日 シアトル

[略]

我々の経済成長は、多角的開放貿易体制を基礎としてきている。このため、我々は12月15日までにウルグアイ・ラウンドを成功裡に妥結するため最大限努力することを誓約する。アジア・太平洋地域は、ジュネーブにおいて可能な限り力強い成果をもたらすため、率先して具体的な措置をとっていく決意である。強化されたGATT体制にAPEC経済が一層参加していくことも、地域協力を更に促進する。  
[略]

我々は、アジア・太平洋において自由な貿易を実現し、世界貿易の自由化を進め、この長期的な目標に向けて進んでいくために具体的な計画を打ち出していくという、APEC賢人会議の報告で提示されている挑戦を歓迎する。我々は、APECが、ウルグアイ・ラウンドの成果をさらに深化・拡大し、域内の貿易と投資の自由化を強化し、基準などの分野を含む域内協力を促進することを目的とした作業にとりかかるよう求める。

[略]

(出所)『第37号 平成5年版外交青書1』(平成6年)、I資料、3.(10)より抜粋(外務省ウェブ・ページ)

**11-145 第5回APEC閣僚会議共同声明(仮訳)**  
(抄)

1993(平成5)年11月19日 シアトル

[略]

**貿易・投資問題**

17. 閣僚は貿易及び投資の自由化がAPECの性格及び活動の要であることを確認した。

従って、GATTと整合した形で多角的貿易体制を強化し、地域的又グローバルな貿易を拡大し、投資のルールと手続きを改善することが、APECの中心的な目的である。ウルグアイ・ラウンドは12月15日までに妥結せねばならない。今後、閣僚はこの目的を達成するために必要な政治的意思を行使することを決意した。このために、閣僚は、ウルグアイ・ラウンドの早期かつ成功裡の終結を求める断固たる声明に合意し、また、追加的かつ具体的な貿易自由化措置(別添1)を実施する用意があることを示すことで、この目的へのコミットメントを明らかにした。APECメンバーは、他のウルグアイ・ラウンド参加者に、同ラウンドの成功裡の終結のための一層の貢献を行うよう求める。

[18.、19.略]

20. 閣僚は、APECメンバーが市場指向的なこの地域のダイナミズムに効果的な支持を与えることが必要不可欠であることを強調した。この関連で、閣僚は関税データへのアクセス改善、貿易への行政的障壁の削減、税関手続きの合理化、基準認証問題への多様なアプローチの調和及び投資の流れの奨励を目的としたRTLグループの提言を支持した。閣僚は、通関の円滑化、APEC投資案内書の出版、地域内の投資に関する民間部門の意向の調査、APEC税関手引書の出版、APEC税関討論会の主催に関する大きな進展を歓迎した。APECのこの分野での重要な作業は、RTLグループに代わる新たな貿易投資委員会によって更に促進されるであろう。

[略]

(出所)『第37号 平成5年版外交青書1』(平成6年)、I資料、3.(9)より抜粋(外務省ウェブ・ページ)

**11-146 APEC非公式首脳会議「APEC経済首脳の共通の決意の宣言」(仮訳)**  
(抄)

1994(平成6)年11月15日 ポゴール

[略]

我々は、世界貿易機構(WTO)の成功裡

の発足を呼びかける。すべてのAPEC経済によるWTOへの全面的かつ積極的な参加及び支持は、我々が多角的貿易体制の強化に向けて主導していく能力に係わる鍵である。我々は、WTOの非APECメンバーに対し、更なる多角的自由化に向けてAPECメンバーと協力していくことすべてを要請する。

6. アジア太平洋において貿易及び投資を拡大するとの我々の目的に関し、我々は、アジア太平洋における自由で開かれた貿易及び投資という長期的な目標を採択することに意見の一致を見た。この目標は、貿易及び投資に対する障壁を更に削減し、我々の経済の間における財、サービスおよび資本の自由な流れを促進することによって迅速に追及される。我々は、この目標をGATTに整合的な方法によって達成するとともに、我々の行動は、我々が引き続き完全にコミットしている多角的レベルでの更なる自由化に向けた力強い弾みとなるものと考え

さらに、我々は、アジア太平洋における自由で開かれた貿易及び投資という目標の達成を遅くとも2020年までに完了するとコミットメントを発表することに意見の一致を見た。実施の速度については、APEC経済間の経済発展段階の違いを考慮に入れ、先進工業経済は遅くとも2010年までに、また、開発途上経済は遅くとも2020年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する。

[略]

(出所)『第38号 平成7年版外交青書第I部』(平成7年)、I資料、3.(6)より抜粋(外務省ウェブ・ページ)

11-147 第6回APEC閣僚会議共同声明(仮訳)(抄)

1994(平成6)年11月12日 ジャカルタ

[略]

貿易及び投資の諸問題

[14. 略]

15. 閣僚は、CTIの下に二つの小委員会、即ち、基準・認証に関する小委員会及び税関手続に関する小委員会を設立することを支

持した。

(出所)『第38号 平成7年版外交青書第I部』(平成7年)、I資料、3.(5)より抜粋(外務省ウェブ・ページ)

11-148 APEC経済首脳の行動宣言(仮訳)(抄)

1995(平成7)年11月19日 大阪

[略]

4. われわれは、世界的な自由貿易を追求することから逸脱するような内向きの貿易ブロックに対し断固たる反対を強調するとともに、開かれた地域協力を堅持していくことにコミットする。われわれは、APECが開かれた多角的貿易体制を率先して強化していくとの決意を再確認する。われわれは、APECメンバーのWTOへのより多くの参加は、一層の地域協力を促進するものと確信する。われわれは、シンガポールにおけるWTO閣僚会議のための準備を含め、WTOの下で共同のイニシアティブを探求する。われわれは、APECが引き続きWTO協定と整合的であることを確保しつつ、貿易及び投資の自由化を着実にかつ漸進的に達成する。

APECメンバー間の貿易及び経済面での緊張が非対立的な方法により解決されることを希望し、貿易摩擦を改善する方法を探求することに強くコミットしている。われわれは、WTO協定及び他の国際協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすことなく、APECの紛争仲介サービスが望ましいことについて意見の一致をみた。

5. われわれは、行動指針の中で、自由化及び円滑化の達成を導く次の一連の基本原則につき意見の一致をみた。すなわち、包括性、WTO整合性、同等性、無差別、透明性、スタンスティル、同時開始、継続的過程及び異なるタイムテーブル、柔軟性並びに協力である。われわれは、閣僚及び事務当局に対し、直ちに具体的かつ実質的な行動計画の策定に着手し、1996年のフィリピンにおける閣僚会議に評価のために提出するよう指示する。行動計画の全体としての実施は、1997年1月より開始され、毎年レ

ビューされる。

この過程に資するため、われわれは、閣僚及び事務当局に対して、情報交換を促進し、透明性を確保し及びそれぞれの行動計画の同等性の達成に向けて貢献する信頼醸成的性質の共同努力たる協議を行うよう指示する。

行動指針は、変化する状況に応じて必要があれば改訂及び改善され得るものである。われわれは、メンバーによる自主性及び共同にイニシアティブに基づく協調的な自由化という独特のアプローチを行動指針の実施のための主要な手段として選択したが、その成功は、われわれ自身の継続的努力、強力な自制及び緊密な協議にかかっている。

6. 相互の尊敬及び平等、互恵及び相互支援、建設的で真のパートナーシップ並びにコンセンサスの形成という大阪行動指針の原則に従い、われわれは、広範な分野における行動指向の経済・技術協力を促進する。行動指針により、APECは、経済・技術協力のための新たなモメンタム及びより広い展望を得た。

前進のためのパートナー（PPF）を含む様々な方途を通じて実施される経済・技術協力は、貿易及び投資の自由化及び円滑化の促進、域内の格差の縮小並びに地域全体の成長及び繁栄の達成に資するものである。したがって、われわれは、政策対話及び共同行動を通じて、われわれが関心を有するあらゆる分野において、域内協力を拡大し、深化していくように努める。

マクロ経済、金融、為替及び資金の流れ、資本市場育成及びインフラ資金調達に関するその他の政策について閣僚レベルにおいて貴重な協議が行われてきた。われわれは、また、電気通信及び情報産業、運輸、中小企業並びに科学技術等の分野における閣僚レベルの貴重な貢献を賞賛する。われわれは、その良き努力が継続されることを希望する。

7. われわれは、自由化及び円滑化を達成するとの確固たるコミットメントを示す当初の措置のパッケージを、それぞれが持ち寄ったことを満足の意をもって発表する。これらの自主的な行動は、APECにおける

自由化に刺激を与え、鼓舞する。これらの行動は、また、例えば関税の引き下げの前倒し、WTO協定の早期実施及び規制緩和の追求を通じたウルグアイ・ラウンドのコミットメントの実施の前倒し並びにウルグアイ・ラウンドの成果の深化及び拡大のための最初の広範なイニシアティブである。これらの措置とあわせて、税関手続の調和及び効率性の向上、相互承認の促進並びに適合性評価能力の向上を含むわれわれの共同行動は、ビジネスに対し直ちに目に見える利益をもたらす。われわれは、非APECメンバーがその後につき、世界の貿易及び投資の自由化の進展を助長するよう求める。

〔略〕

〔出所〕『第39号 平成8年版外交青書第I部』  
I資料、3.(8)口243-246ページより抜粋

## 11-149 第7回APEC閣僚会議共同声明（仮訳・骨子）（抄）

1995（平成7）年11月17日 大阪

### I. 行動指針

- 本年のAPECの活動は、ボゴール宣言の目標を達成するため行動指針の策定に重点を置いた。
- 行動指針案は、経済首脳が定めた目標の達成に向けた各メンバーの自主的コミットメント及び政治的決意を反映。APECの協力の将来の道筋を描く長期的な枠組みを提供するという点で、行動指針が戦略的な意義を有することを強調。
- 行動指針はその第一部を構成する貿易及び投資の自由化並びに貿易及び投資の円滑化、並びにその第二部で取り扱われている経済・技術協力から成る。この3分野はAPECの活動の3つの柱を形成し、相互補完的かつ等しく重要。これら3つの柱の下の活動の重点的かつ統合された形での実施により、この地域の経済的福利が最大化されるとの信念を再確認。行動指針は、その実施過程中、一層の検討により、必要に応じて改訂及び改善され得る。
- 行動指針の第一部は一般原則、自由化及

び円滑化のための枠組み並びに個別分野の行動を含む。一般原則は、包括性、WTOとの整合性、同等性、無差別、透明性、スタンドスタイル、同時開始、継続的過程及び異なるタイムテーブル、柔軟性、並びに協力から成る。

- APECの貿易及び投資の自由化並びに円滑化のためのアプローチは独特のもの。右は経済改革及び自由化に向けたこの地域の際立った動向の上に築かれており、また、多数国間レベルにおける一層の自由化に対する強力な弾みとなることを強調。このアプローチは、協調的自主的行動、共同行動及び多角的行動の組合せから成る。明年のフィリピン共和国におけるAPEC閣僚会議までに、それぞれの行動計画を提出すると各メンバーの決意を確認。これら行動計画は、行動指針の一般原則及び枠組みに従い策定。行動計画は、関税、非関税措置、サービス、投資、基準及び適合性、税関手続等の15分野の個別行動それぞれで定めた目標の達成に向けてとられる措置から成る。(出所)『第39号 平成8年版外交青書』I資料、3.(8)イ240-243ページより抜粋

## 11-150 大阪行動指針 (仮訳) (抄)

1995 (平成7)年11月19日 大阪

### 第1部 自由化及び円滑化 (注1)

#### A節：一般原則

以下の一般原則は、先進工業メンバーについては遅くとも2010年までに、開発途上メンバーについては2020年までに、自由で開かれた貿易及び投資という長期的目標を達成するための行動指針に基づくAPECの自由化及び円滑化の過程全体に適用される。

#### 1. 包括性

APECの自由化及び円滑化の過程は、包括的であり、自由で開かれた貿易及び投資という長期的目標を達成するに当たってのすべての障壁を対象とする。

#### 2. WTO整合性

APECの行動指針に関連してとられる自由化及び円滑化の措置は、WTO整合的である。

#### 3. 同等性

APECメンバーは、それぞれのメンバーが

すでに達成した自由化及び円滑化の全般的な水準を勘案し、貿易及び投資の自由化及び円滑化の全体としての同等性を確保するよう努める。

#### 4. 無差別

APECメンバーは、貿易及び投資の自由化及び円滑化の過程において、無差別の原則を二国間及び多国間のメンバー間で適用し又は適用するよう努める。

アジア太平洋地域における貿易及び投資の自由化の成果は、APECメンバー間の障壁のみならず、APECメンバーと非APECメンバーとの間の障壁をも実際に削減することである。

#### 5. 透明性

各APECメンバーは、アジア太平洋地域における開かれた、かつ、予見可能な貿易及び投資環境を創出し維持するため、APECメンバー間の物品、サービス及び資本の流れに影響を与えるそれぞれの法律、規則及び行政手続の透明性を確保する。

#### 6. スタンドスタイル

各APECメンバーは、保護の水準を高める効果を持ち得る措置をとることを控えるよう努力することにより、着実かつ漸進的な貿易及び投資の自由化及び円滑化の過程を確保する。

#### 7. 同時開始、継続的過程及び異なるタイムテーブル

APECメンバーは、自由化、円滑化及び協力の過程を同時にかつ遅滞なく開始し、自由で開かれた貿易及び投資という長期的目標を達成するため、各メンバーが継続的かつ実質的に貢献する。

#### 8. 柔軟性

APECメンバー間の異なる経済発展段階及びそれぞれのAPECメンバーにおける多様な状況を考慮し、かかる状況より生ずる諸問題を取り扱うに当たり、自由化及び円滑化の過程において柔軟性が認められる。

#### 9. 協力

自由化及び円滑化に貢献する経済・技術協力は、積極的に追求される。

#### B節：自由化及び円滑化のための枠組み [略]

#### C節：個別分野の行動

APECメンバーは、一般原則に従って、個別分野において設定された目的を達成するた

め、個別分野において以下の行動をとる。自由化及び円滑化の過程において、前進のためのパートナー（PPF）を含む様々な手段を通じて、経済・技術協力が積極的に追求される。

## 1. 関税（注2）

### 目的

APECメンバーは、以下により、アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易を達成する。

- a. 漸進的な関税を引下げること
- b. APECメンバーの各々の関税制度の透明性を確保すること。

### ガイドライン

各APECメンバーは、

- a. 上記の目的を達成する過程において、APEC域内の貿易動向、経済的関心、並びにこの過程がアジア太平洋地域の貿易及び経済成長に好影響を与え得る産業に関連する部門又は産品を考慮に入れる、
- b. 関税の漸進的引下げが、不当な措置の適用により損なわれないことを確保する、及び
- c. サブ・リージョナルな取決めの結果生じる関税の引き下げ及び撤廃による利益を、すべてのAPECメンバーに対し自主的に供与することを検討する。

### 共同行動

APECメンバーは、

- a. コンピュータ化された関税データベース（APEC関税データベース）を開発し、最新のデータを保持する。その際、この分野におけるWTOでの作業との重複を避け、むしろ右作業を支援する形で、データベース・ネットワークの構築に向けて作業を行う。
- b. 関税の漸進的な引下げがアジア太平洋地域における貿易及び経済成長に好影響を与え得る産業、又は早期の自由化に関し域内産業による支持が存在する産業を特定する。

[2.～5.略]

## 6. 税関手続

### 目的

APECメンバーは、税関手続を簡素化し及び調和させることにより、アジア太平洋地域における貿易を円滑化する。

### ガイドライン

各APECメンバーは、上記の目的の達成に向けた行動をとる。その際、

- a. 税関手続小委員会の行動プログラムの戦略的方向性に沿う。
- b. 上記の行動プログラムの指導原則（FACTS：円滑化、責任、一貫性、透明性、簡素化）を十分に考慮する。

### 共同行動

APECメンバーは、税関手続に関し、以下の分野において共同行動をとる。

### 関税分類の調和

APECメンバーは、1996年までに、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）の原則を採用し又は遵守することにより、関税分類を調和させる。

### 情報の一般の入手可能性

APECメンバーは、1998年までに、税関に関する法令及び規則に加え、行政上のガイドライン、手続及び決定に関する情報を一般に入手可能とする。

### 京都規約に基づく簡素化及び調和

APECメンバーは、1998年を目途として、税関手続の簡素化及び調和に関する国際規約（京都規約）の原則を採用し又は遵守することにより、税関手続を簡素化し及び調和させる。併せて、関税協力理事会（WCO）で行われている京都規約の見直し作業に、同理事会の規則及び手続に従ってAPECメンバーが積極的に参加するよう奨励する。

### UN/EDIFACTを通じたコンピュータ化

APECメンバーは、1999年までに、行政、商業及び運輸のための電子データ交換（UN/EDIFACT）を採用しかつ支持することにより、税関手続のコンピュータ化を推進する。

### WTO協定との整合化

APECメンバーは、

- a. 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（WTO関税評価協定）の原則を2000年までに採用し又は遵守することにより関税評価制度を調和させるとともに、可能な場合には技術支援を通じ更なる前倒しを奨励する。
- b. 国境取締りに関し、知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定（TRIPS協定）の原則を2000年までに採用し又は遵



守ることにより知的所有権を保護するとともに、可能な場合には、技術支援を通じ更なる前倒しを奨励する。

#### 不服申立規定

各APECメンバーは、2000年までに明確な不服申立規定を導入する。

#### 事前教示制度

APECメンバーは、2000年までに関税分類に関する事前教示制度を導入する。

#### 一時輸入

APECメンバーは、適切な場合には、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）に加入する等の行動をとることにより、2000年までに貨物の一時輸入のための便宜を供与する。

#### リスクマネジメント手法及び電子商取引システム

APECメンバーは、貨物の通関を円滑化するため、リスクマネジメント手法の導入及び近代的電子商取引システムの適用の可能性を探求する。

#### 共通のデータ要素

APECメンバーは、国際貿易を円滑化するため、貨物の通関処理のための共通のデータ要素をAPECメンバー間で調和させることの実現可能性を探求する。

#### 共通の実地調査

APECメンバーは、共通の尺度の必要性を認識しつつ、貨物の通関の所要時間に関する共通の実地調査の実施に向けて作業する。

#### 実施、技術協力及び人材養成

APECメンバーは、上記の共同行動を支援するため、WTO関税評価協定及びTRIPS協定等の税関手続に関連する協定の実施に特に重点を置きつつ、実施計画並びに技術支援及び人材養成を調整するための枠組みを策定する。

#### ビジネス／民間部門との対話の促進

APECメンバーは、税関に関連する貿易慣行の改善を支援するため、各メンバー内のビジネス／民間部門（輸入業者、輸出業者、通関業者、運送業者等）との対話を促進する。

（注1）自由化及び円滑化は、アジア太平洋における自由で開かれた貿易及び投資という我々の目標を達成するに当たり不可分な性質を有することにより、この部では一体として取り扱われる。この部で取り扱われる経済・技術協力は、自由化及び円滑化を直接支援するものである。

（注2）ここにいう「関税」とは、輸出入関税及び関税割当を指す。

〔略〕

（出所）外務省ウェブ・ページ

#### 11-151 APEC蔵相会合議長声明（抄）

1997（平成9）年4月5日 セブ

#### OTHER ISSUES

23. On Customs Matters. We welcome the substantial achievements of the Sub-Committee on Customs Procedures towards trade facilitation, including technical assistance programs in harmonization and simplification of customs procedures. In this regard, we invite the Sub-Committee to begin exploring new areas of cooperation such as risk management, common data elements for cargo clearance, and express consignments. As many of us have responsibility for customs matters, we recognize the scope for enhancing mutual cooperation in the region not only in the area of trade facilitation and technical cooperation, but also in combating commercial fraud and the illicit trade of drugs and firearms. Trade facilitation and enforcement must be coordinated to establish and maintain a truly liberalized environment. We therefore encourage customs authorities in the region to explore ways of further strengthening cooperation in this field.

（出所）APECウェブ・ページ

[https://www.apec.org/Meeting-Papers/Sectoral-Ministerial-Meetings/Finance/1997\\_finance](https://www.apec.org/Meeting-Papers/Sectoral-Ministerial-Meetings/Finance/1997_finance)

11-152 第9回APEC閣僚会議共同声明別添  
「早期自主的分野別自由化」(仮訳)  
1997(平成9)年11月22日  
バンクーバー

モンテリオールにおいて、APECの貿易担当大臣は、貿易及び投資の自由化をグローバルに促進するための触媒としての活動をAPECが引き続き行っていくべきことを確認した。情報技術合意の成功裡の妥結を確保するに際してAPECが果たした主導的な役割を想起し、彼らはまた、大阪行動指針において掲げられた一般的な原則に従った貿易の自由化においてAPECのリーダーシップと信頼を維持していくとの決意を再確認した。

このため彼らは、「早期の自主的な自由化がそれぞれのAPECメンバー内及びこの地域の貿易、投資及び経済成長に建設的な影響をもたらすであろう分野を特定し、これがいかに達成され得るかについての提言を提出する」とのスーピックにおけるAPEC経済首脳により提示された課題に応じて、早期自主的自由化の可能性のある分野を1997年に特定することで意見の一致をみた。

彼らは、向上したインフラストラクチャー及び持続可能な開発を支援する分野を含むいくつかの分野の自由化の追求の利点を次の点を考慮しつつ、検討するよう実務者に指示した。

- ・円滑化の関税及び非関税の側面及び要素、並びに経済・技術協力を可能な限り包含すること。
- ・APECビジネス諮問委員会(ABAC)を通じたものを含め、可能な限り完全な民間部門からの貢献、協議及び支援
- ・APECメンバーの異なる経済発展段階及び多様な状況を考慮しつつ、APECメンバーの相当部分に支持され、適当な場合には、WTOへの組込みのためのイニシアティブの作成による実質的大勢(クリティカル・マス)

モンテリオールにおいて彼らの意見の一致を見たこのイニシアティブは、個別行動計画(IAP)を補完するものであり、APECの貿易及び投資の指針の実施の鍵である。この数年にわたるプロセスの開始は、この地域の貿

易自由化の実質的な計画に基づく経済成長を促進するとのAPECメンバーの明確なコミットメントを示している。閣僚は、このプロセスがより広範なかつ多角的な自由化と整合性を維持しつつ、またこれを促進するためにその他の行動がとられるべきことにつき意見の一致をみた。

貿易担当大臣の指示に応え、41分野がレビュー及び検討のために提案された。APECメンバーの参加の幅及び候補としてあげられている分野の多様な範囲は、この地域における一層の貿易自由化に対する支持の高さの現れである。われわれは、これらの提案の利点を慎重に吟味し、個別の提案に対する支持の程度、経済的重要性、及び個々の提言毎にこれまで形成されてきたバランスにつき、十分な検討を加えた。メンバー間で最大限の支持を享受している15の提案が特定された。

これらの提案は、以下のとおりである。

- 環境関連の製品及びサービス
- エネルギー部門
- 水産物及び水産加工品
- 食品部門
- 玩具
- 天然ゴム及び合成ゴム
- 林産物
- 肥料
- 貴金属及び宝石
- 自動車
- 油糧種子及び油糧種子製品
- 医療機器及び医療用具
- 化学品
- 民間航空機
- 電気通信端末機器認証手続相互承認取決め(MRA)

われわれは、これらの分野に関して現在実施されている自主的自由化プログラムを追求することにつき意見の一致をみた。われわれは、APECメンバー間で自由化イニシアティブを引き続き促進するとともに、われわれの地域を越えた参加の拡大のための及び、適当な場合には、WTOへの組込みのための基礎とするべく、これらの分野におけるAPECの早期自主的自由化を進展させるとのわれわれのコミットメントを確認した。

バランスのとれた互恵的なパッケージの必

要性を認識するとともに、早期自由化プロセスは、それぞれのメンバーがその参加する分野別イニシアティブの決定につき自由であり続けるとのAPECの自主性原則を基礎として実施されることを想起し、われわれは、そのため、以下の分野における既存の提言に基づき、市場開放及び円滑化のための適切な合意又は取決め並びに経済・技術協力のための措置の策定を要請する。

- 環境関連の製品及びサービス
- エネルギー部門
- 水産物及び水産加工品
- 玩具
- 林産物
- 貴金属及び宝石
- 医療機器及び医療用具
- 化学品
- 電気通信端末機器認証手続相互承認取決め (MRA)

われわれは、これらの各分野に関して、既存の提言をもとにした実施のための措置及び手段の選択を含む対象品目の範囲、柔軟な期間設定、対象となる措置及び実施スケジュールを最終的にまとめることを通じ、これらの提言についての作業を完了させることをメンバーが早急に開始することを経済首脳が承認することを提言する。われわれは、1999年において可能なところから実施を開始するために、1998年の前半にこれらの作業が完了することを望む。われわれは、進捗状況のレビューを継続し、1998年6月のマレーシアのクチンにおける貿易担当大臣会合を含め、1998年前半を通じた全ての適当な機会を活用する。

われわれは、残る6分野における自主的自由化に対し、APECメンバー内で広範な関心があることに留意する。これらの分野における自由化のイニシアティブもまた、メンバーに対し経済的利益を生み出し、バランスのとれた互恵的な結果に貢献するものであるが、これらは一層の準備作業を必要とする。したがって、われわれは、高級実務者に対し、これら残る候補から明年6月のわれわれの評価とレビューのための提案及び明年11月の経済首脳に対するあり得る提言を更に策定するよう指示する。われわれはまた、機会が生じれば早期自主的自由化のための他の分野を検討することにオープンである。

われわれは、いくつかのメンバーの、全ての関税を大幅に削減させ、あるいは「ニューサンス・タリフ」(2%に満たない関税)を撤廃するイニシアティブを歓迎する。われわれは、経済首脳に対し、メンバーが自らの個別行動計画において、そのようなイニシアティブに取り組む選択肢をレビューすることをコミットするよう奨励されるべきことを提言する。

われわれはまた、競争政策や政府調達、知的所有権及び投資といった多くの水平的又は分野横断的な問題に関する作業を進めることに対する多くのメンバーの多大な支持と関心に留意する。したがって、われわれは高級実務者に対し、これら提言を作業計画の中に出て来れば盛り込むことにつき議論を行うことを適当な既存のAPECのフォーラムに委ねるよう指示する。

(出所) 外務省ウェブ・ページ